

## 徑山の憂鬱

——元叟行端とその禪——

野 口 善 敬

中国における五山十刹制度は、南宋の嘉定年間（一二〇八～一二一三）に定められ、その制定は史衛王こと史弥遠（一一六四～一二三三）によつて行われたとされる。その頂点に位置する五山第一位とされる寺院は、かつて大慧宗杲（一二〇八九～一二六三）が住して「一千七百有奇」（大慧年譜・嘉興藏本・37b）の弟子を集めた杭州の徑山興聖万寿禪寺であり、著名な禪僧が歴代住持として入つてゐる。中でも南宋の紹定五年（一二三二）に第三十四代住持となつた無準師範（一二七八～一二四九）は以後十八年にわたつてここで化を振るい、断橋妙倫（一二〇一～一二六二）・雪巖祖欽（？～一二八七）・西巖了惠（一二八八～一二六二）など数多くの法嗣を打取出して、中国禪門における破庵派隆盛の基礎を築くことになる。その無準の法嗣の中には、来朝した宗覺派祖の兀菴普寧（？～一二七六）・仏光派祖の無學祖元（一二三六～一二八六）がおり、更に日本僧の參禪も數多く、聖一派祖の辯円円爾（一二〇一～一二八〇）及び

性才法心（生卒年未詳）・妙見道祐（一二〇一～一二五六）が入宋してその法を嗣いだ禪僧として知られており、日本禪宗史にも大きな影響を与えてゐる。また、無準以後に徑山の住持になつた禪僧で、日本禪門との関係で忘れる事のできない人物に、第四十代住持となつた虛堂智愚（一二八五～一二六九）があり、彼の下に現在の日本臨済宗の源流である大應国師こと南浦紹明（一二三五～一三〇八）が法嗣として出でてゐる。ともあれ、徑山は日本の禪僧が中国で參禪する一つの目標となる寺院であつたことは間違いないのである。

元代において無準同様、徑山に長年住持し、禪門に大きな足跡を残した禪僧に大慧派の元叟行端（一二五五～一三四二）がいる。彼は第四十八代住持として無準を上回る足かけ二十年の長きに亘つて徑山に住し、その法嗣には後に徑山に住することになる古鼎祖銘（徑山第五十一代・一二八〇～一三五八）・愚菴智及（徑山第五十三代・一三一一～一三七八）、五山第

二位の靈隱に住持した竹泉法林（一二八四～一三五五）・天鏡元滌（一一一九～一三七八）・性原慧明（一三一八～一三八六）など鉢々たる人物を輩出し、その一門は元末明初に強大な勢力を誇ることになる。元叟は徑山に長年住し江南禪門の頂点に君臨し続けたのであるから、參禪する弟子も相当な数にのぼつたことであろうし、法嗣の数も当然多かつたと思われるが、ただ南宋の無準と一つ大きく異なるのは、元叟には日本人の法嗣が一人もいなかつたという点である。元代に日本から中國に渡つた僧侶は、宋代に引き続いて数多く、中峰明本（一二六三～一二九三）や古林清茂（一二六一～一二九九）に嗣法した

禪僧は知られているが、何故か元叟の下には皆無なのである。それどころか、渡元に際して元叟に参ざることを第一の目的にしていた僧侶もいなかつたようである。入元僧の中でも元叟に参禅した禪僧としては、寂室元光（一二九〇～一三六七）・可翁宗然（一三四五）・嵩山居中（一二七七～一三四五）・雪村友梅（一二九〇～一三四六）などが知られるが、何れも數人の禪匠に参じており、元叟はその中の一人に過ぎない。<sup>3</sup> 五山第一位の徑山であり、その住持として元叟の名も知れ渡つていた（能通五經）（同前）といれる。幼年期については、「幼い頃から茹<sup>くわ</sup>草<sup>くさ</sup>をせず、超然として塵<sup>ちゆ</sup>を厭<sup>き</sup>薄<sup>うす</sup>う意<sup>おもひ</sup>があつた（幼不茹草、超然有厭薄塵紛之意）」（塔銘<sup>34b</sup>）とか、「襖<sup>ふすま</sup>中から沙門<sup>さもん</sup>を見ると喜んだ（襖<sup>ふすま</sup>中見沙門遂喜）」（僧宝伝<sup>354d</sup>）といった具合に、高僧の伝記には良く見られる話ではあるが、仏教との縁の深さが強調されている。六歳で母親の王氏から單に日本の僧侶と元叟とは縁が無かつたと言えばそれまでであるし、有力な仲介者が存在しなかつたとか、相見に際し

ての経費が高額であつたとか、形而下的な問題が存した可能性もあるが、単にそれだけでは済まされない、より大きな原因がそこに存したのではあるまい。以下、元叟の行履を振り返りながら、その禪の性格と不人気の原因を探り、元代禪門の一面を明らかにしたい。

## 一、出家と悟道

元叟は法諱を行端<sup>（あらわし）</sup>と言<sup>（い）</sup>い、寂照<sup>（じやくしょう）</sup>と号した。<sup>4</sup> 南宋の宝祐三年（一二五五）一月十六日（仏涅槃後一日）に、臨海（浙江省台州府）の何氏の子として生まれる。何氏は「代々儒者であった（世為儒家）」（元叟語錄 卷八「塔銘」・Z124・34b・以下「塔銘」と略記）と言われるだけで、詳しいことは分からぬ。母の王氏も父方同様、儒教との関係が深かつたらしく、「五經に通じていた（能通五經）（同前）といれる。幼年期については、「幼い頃から茹<sup>くわ</sup>草<sup>くさ</sup>をせず、超然として塵<sup>ちゆ</sup>を厭<sup>き</sup>薄<sup>うす</sup>う意<sup>おもひ</sup>があつた（幼不茹草、超然有厭薄塵紛之意）」（塔銘<sup>34b</sup>）とか、「襖<sup>ふすま</sup>中から沙門<sup>さもん</sup>を見ると喜んだ（襖<sup>ふすま</sup>中見沙門遂喜）」（僧宝伝<sup>354d</sup>）といった具合に、高僧の伝記には良く見られる話ではあるが、

優れた才能を示すが（『塔銘』34b）、母親は「千里の駒だが、恐らくは世の役にはたたないだらう（吾家千里駒也、然恐不為世用）」と、後の出家を予言する言葉を述べたという（南宋元明『禪林僧寶伝』卷一〇・Z137・355a、以下『僧寶伝』と略記）。

十二歳の咸淳二年（一一六六）、元叟の叔父で余杭（浙江省杭州府）の化城院に住していた茂上人なる人物がたまたま郷里に帰省するが、「元叟はその叔父に従つて得度し、出家することになる」（『僧寶伝』355a、『塔銘』34b）。そして十八歳で具戒を受けて正式に僧侶となり、本格的に仏道修行を開始して、「一切の文字については師から授えられなくとも、自然に能く通り、…寢食を忘れて宴坐し思惟した（一切文字、不由師授、自然能通、…宴坐思惟、至忘寢食）」（『塔銘』34b）ところ。

元叟が十八歳以降、後に嗣法する藏叟に参禅するまでの間、「叢林を遍遊した（偏遊叢林）」（『僧寶伝』355a）と謂われるもの、具体的にどの様な禅僧に参禅したか、諸資料には述べられていない。当時、慶元府（浙江省寧波）天童山に在った環溪惟一（一二〇一～一二八二）など、著名な禅僧も多数活躍しており、諸方の門を扣いて修行を積み重ねたと考えられるが、名前が挙げられていないことから考へると、特定の宗匠の下において特筆すべき修行の進展はなかつたのであらう。

そして数年後、遅くとも「十一歳の德祐元年（一二七五）までに、当時径山に住していた藏叟善珍（一一九四～一二七七）

に参ずる」とになる。<sup>(6)</sup> 藏叟は大慧宗杲三伝の法孫で、咸淳五年（一一六九）に遷化した虚堂智愚（一一八五～一二六九）の後を受けて径山第四十一代住持として接化を行つていたが、この頃既に八十の老僧であった。その最初の相見の模様は、次

の様なものであつたという。

初めて藏叟和尚に径山に参じた時、藏叟が質問した、「汝はどい」の「出身の」人か」と。師（＝元叟）は言つた、「台州です」と。藏叟は喝した。師は坐具を取んだ。藏叟は言つた、「汝に三十棒を見逃してやろう。禪堂に行け」と。師は言下に豁然と頓悟つた。

初参藏叟和尚於径山。叟問、「汝是甚麼處人」。師云、「台州」。叟便喝。師展坐具。叟又喝。師収坐具。叟云、「放汝三十棒。參堂去」。師於言下、豁然頓悟。（『塔銘』34b～c）

この様に初めての問答で「機に臨んで悟旨つた（臨機悟旨）」と、「藏叟は悦んだ（藏叟悅之）」と言つた（『僧寶伝』355a）、「十そゝそ」での悟道であり、事実だとすれば、余程優れた宗教的資質を備えていたものであろう。また「塔銘」等の諸伝記は、これに統けて次の様な両者の問答を載せてゐる。ある日、「師（＝元叟）が藏叟の側に」侍していると、藏叟が言つた、「我の〔出身地である〕泉州（＝福建省泉州府南安県）には〔大した〕僧がないなあ」と。師が

「和尚はどうなんですか」と言つた、蔵叟は棒でなぐろ

うとした。師は「棒を」受け止めて言つた、「大した」

僧がないと言われないなら結構です」と。蔵叟は頷く

と、すぐさま「師を」侍司（=侍者）に延入した。この

時、「径山の」大衆は万指（=千人）いたが、「師以外に」

その「藏叟の」機用に契う者は誰もいなかつた。

一日侍次、叟云、「我泉南無僧」。師云、「和尚齋」。叟便棒。師

接住云、「莫道無僧好」。叟領之。即延入侍司。是時衆万指、莫

有契其機者。（『塔銘』34c, cf. 『五燈会元統略』453d, 『增集続伝燈錄』

396d)

この問答は、蔵叟と元叟との父子の和氣を示すと共に、元叟の機鋒が師蔵叟にも譲らないものであったことを示そうと、いう意図から載せられたものであろうが、老境に入つて、いた蔵叟が、若輩とはいえ優れた資質を持つ元叟に対し、大きな期待を寄せて、いたであろうことは想像に難くない。蔵叟の禪風そのものについては、後年、元叟自身、次の様に評している。

径山におられた先師蔵叟和尚は、一生涯、四天下の人を肯なかつた。たとえ釈迦や達磨がやつて來たとしても、またきっと引き下がるしかなかつたであらう。山僧は昔年、「径山の」侍者寮に二年間いて、機闇を弄い尽くし伎倆を做し尽くしたが、まったく済泊きようがなかつ

た。なればこそ大慧の嫡孫であることが分かつたのだ。

径山先師蔵叟和尚、一生不肯四天下人。縱饒釈迦老子・達磨大師到来、也須退身有分。山僧昔年在侍者寮兩年、弄尽機關、做

尽伎倆、直是没濶泊它處。所以知其為大慧適孫。（『元叟語錄』卷一・資福寺語錄・2c)

その蔵叟はそれから僅か数年後、元叟二十三歳の至元十四年（景炎二年・一二七七）五月二十一日に八十四歳で遷化し、径山の後住として虎丘派松源崇巖再伝の弟子である虚舟普度（一九九〇一二八〇）が靈隱から陞住することになる。この前年、南宋の首都臨安府が元軍に破られて宋王朝が實質的に滅亡しており、この至元十四年は楊璉貞加が江南佛教總統に任命られ（『元史類編』卷四・17a）、元朝による江南仏教界の支配が具体的に始められた大きな節目の年でもあった。

師の遷化後、元叟はしばらく径山に止まり虛舟に従うが、やがて双徑を辞して五山第四位とされる同じ杭州の淨慈に赴き、石林行輩（一二一〇～一二八〇）の下で書記室として遭遇されることになる（『塔銘』34c）。石林は径山の後董の虛舟と

法系上の従兄弟に当たる同じ松源崇巖再伝の弟子であるが、径山に入った虛舟が既に八十近い高齢であったのに対し、石林はまだ六十前の壯年期の師家であり、元叟は石林と「相与<sup>とも</sup>」に此の事を激揚した（相与激揚此事）（同前）という。また石林の会下にあつて、後に石林に嗣法する東嶼德海（一二五六）

一一一七)・東州寿永(生卒年未詳)や破庵派雪巖祖欽の法嗣となる虚谷希陵(一二四七~一三二二)、大慧派物初大觀の法嗣となる晦機元熙(一一三八~一三一九)らと莫逆の交わりを結んだという(同前)。

元叟が石林の下にどれ程の期間留錫していたかは明らかでないが、「まもなく靈隱の山水が清勝」というので、往つて掛錫し、自ら寒拾里人と称する(尋以靈隱山水清勝、往掛錫焉。師自稱寒拾里人)(同前)ことになる。寒拾里人の寒拾とは言うまでもなく寒山・拾得からとつたものである。靈隱山には五山第二位の靈隱寺があり、当時靈隱寺には徑山に遷つた虛舟の後を受けてその法嗣の玉山徳珍(生卒年未詳)が第四十四代住持として入つていたが、元叟の資料中、玉山について何ら記載もないし、恐らく元叟は玉山に参するゝとなく山中に庵居していしたものであろう。

これ以後、至元二十一年に至るまで、元叟は靈隱の山中を中心活動していたと思われるが、この時期、元叟が禪門内において既に高い評価を得ていたことを示すものに、虛舟普度の「行狀」の存在がある。徑山に住していた虛舟は至元十七年(一二八〇)四月に遷化し、同年、建康(南京)にある十刹第三位(以下、十刹の順位は『禪林象器箋』に拠る)の蔣山にあつた大慧派偃溪廣聞の法嗣、雲峰妙高(一二一九~一二九三)が徑山に陞住するゝことになる。その三年後の至元二十一年(一

一八三)十月に元叟の手で撰されたのが、『虛舟普度禪師語錄』(N.113所収)の巻末に付された「行狀」である。「行狀」中の文章に拠れば、その撰述の依頼をなしたのは「淳朋」(Z123.95a)と云う人物であるが、彼の嗣法の師である虎巖淨伏(生卒年未詳)は『虛舟語錄』の編者として「住杭州靈隱禪寺法嗣淨伏」(Z123.80b)とその名前を挙げられている。恐らく淳朋は虎巖の指示で元叟に対して「行狀」の撰述を依頼したものであろうが、当時、まだ出世を果たしていない元叟が、既に徑山縁故の禪僧の中で高い評価と位置を得ていたことを裏付けるものであろう。

至元二十一年(一二八四)、石林の法兄弟である横川如珙は明州(浙江省)にある五山第五位の育王山に勅住することになるが、元叟を会下に迎えようとして「この參々たる天地の間に、頼れる人物は」寒山子しかいない(寥寥天地間、独有寒山子)といふ偈を送つたといふ(『塔銘』34c)。しかし、元叟は錢塘江を南に渡つて明州に行くことなく、虛谷希陵と共に北の蘇州の承天寺(=甲刹)に赴き「小大惠」(『山菴雜錄』卷上・Z148.170a)と称されていた松源派の覺庵夢真(生卒年未詳)に謁見するゝことになる(『塔銘』34c、『山菴雜錄』卷下・Z148.179d)。

翌至元二十一年(一二八五)、三十一歳になつた元叟は、更に江西の袁州に足を伸ばして、仰山に在つた破庵派の雪巖祖

欽（…一二八七）に参じ、三年間その会下に止まる」となる。

〔元叟は〕更に仰山にいた雪巖祖欽に参じた。雪巖が問うた、「どなから来たのか」。師（＝元叟）、「両浙です」。雪巖、「どうして語音が違うのか」。師、「つまらないことを言わざ」臭口をお合取なさい。雪巖、「〔仰山にあらる〕瀬径橋は高く、〔仰山の最高峰である〕集雲峰は峻しい。「つまり仰山の禅は高峻この上ないものだ」が、まだ書記「の」とは識らないぞ」と。師は手を「パン」とを拍つて言った、「鴨が螺鈿を呑みこんで〔喉に詰め〕、眼睛が突出し〔てしまつたよう〕だぞ。」雪巖は笑いながら侍者の方を振り向いて言った、「お茶を点てて来なさい」。師、「また〔うまく〕やれなかつたですね」。

〔雪巖は〕すぐに師を〔監寺など高位の修行僧が入る〕

蒙堂へと送り届けた。

復參雪巖欽公於仰山。巖問、「何處來」。師云、「両浙」。巖云、

「因甚語音不同」。師云、「合取臭口」。巖云、「瀬径橋高、集雲

峰峻、未識書記在」。師拍手云、「鴨谷螺鈿、眼睛突出」。巖笑

顧謂侍者、「点好茶來」。〔師云「也不消得」〕即送師帰蒙堂。

〔塔銘〕 34c)

至元二十四年（一二八六）、雪巖が示寂したため（宗統編年卷一六・Z147・197d）、仰山を離れ、「浙右に帰つた（乃還浙右）」

〔塔銘〕 34c）と云う。恐らく再び靈隱に戻り、浙江・江蘇を中心活動していたものであろう。これ以後、しばらくなれば元叟の具体的な動きは分からぬ。次に元叟の名前が表に現れるのは、先に虛舟の「行狀」の時に名前が出た、徑山の虎巖淨伏との関わりにおいてである。大徳年間（一二九七～一三〇七）の始め頃、虎巖は元叟を徑山に第一座として招き〔塔銘〕 34c）、元叟は徑山に赴くことになる。そして、しばらくの間、徑山において虎巖の接化を助けるが、その後徑山の楞伽室〔15〕に退居する（同前）。この楞伽室において撰述されたのが『擬寒山子詩』であり、「どれも真乘が流注したもので、四方の衲子たちが、数多く伝え誦えた（皆真乘流注、四方衲子、多伝誦之）」（同前）といわれる通り、広く知られる」とになる。

この『擬寒山子詩』はもともと「百余篇」あつたとされるが（同前）、現在残されているのは四十一首（〔元叟語錄〕卷六・Z124・25a～26b）だけである。その中に次の様な詩があり、当時の元叟の様子が窺える。

山の中は高所で寒く、登陟つてやつてくる人は罕だ。  
松が〔風に〕揺れて雪が珊瑚り、蘿が冒まつて煙が  
囂つている。

巖〔に咲く〕華は春になつても開かず、潭の冰は夏になつてやつと解ける。

ここに住んでいつたい何をしようというのか、心源は

湛しづ而けを寂たなえて いる。

山中高且寒、人罕來登陟。松搖雪珊珊、蘿胃煙翠翠。

巖華春不開、潭冰夏方积。住此夫何為、心源湛而寂。

〔元聖語錄〕卷六、擬葉山子詩 第二六首、Z124・25d)

私は峰の頂わねしやまに住んでいて、このも白雲に閉ざめられたま  
ま。

窓の扉には薜荔かずらが沿あがむし、門の径には莓苔こけが覆ひふり。

山の果は猿が偷さるつて去さへき、巖の華は鹿が獻さけもつて来る。  
長年、「変わつた」事は一つもない、石の上に堆堆と坐  
つてゐる〔だけだ〕。

我住在峰頂、白雲常不開。窓扉沿薜荔、門徑蓋莓苔。

山果猿偷去、巖華鹿獻來。長年無一事、石上坐堆堆。(同前・第  
一七自・25d)

そして、聖胎長養を終えた元叟は、この徑山から巢立つて、  
いよいよ禪門の表舞台に登場する」とになるのである。

## 1)、徑山住持への道

元叟が修行時代に移動した範囲は、江西の仰山を除けば、  
浙江・江蘇に限られており、それもほとんどが參禪した徑山  
や、山居した靈隱がある杭州中心であった。これは住持した

徑山の憂鬱（野口）

寺院にも言える」とで、彼が住持した四つの寺院、つまり湖州路翔鳳山資福禪寺・杭州路中天竺万寿禪寺・杭州路靈隱景德禪寺・杭州徑山興聖万寿禪寺の中、初住の翔鳳を除く三つは全て杭州の寺院である。また、初住の翔鳳は甲刹、中天竺は十刹第一位、靈隱は五山第二位であり、五山第一位の徑山まで順調に昇進を果たしたことになる。南宋以降、甲刹から十刹、十刹から五山と順番を追い、同じ十刹・五山の中での移動であれば位次の低い方から高い方へと陞る、いわゆる五山十刹の制度が明らかに定式化していたが、元叟はその階段を順調に陞り、頂点に陞り詰めたと言えるのである。初住の翔鳳を除く、中天竺・靈隱・徑山という三刹を遷つた先例としては虚舟普度（一一九九～一二八〇）があるし、靈隱から徑山への移動に限つて見れば虎巖淨伏（生卒年未詳）・竺遠止源（一一九〇～一二六二）があり、中天竺から靈隱を飛ばして直接徑山への遷住は古鼎祖銘（一二八〇～一二五八）・季潭宗泐（一二一八～一二九二）・岱宗心泰（一二一七～一二四五）があつて、同じ杭州内での昇進は珍しいものではなく、元叟も表向きその出世街道のレールに乗つての陞住を重ねたとも見えるが、その階梯は必ずしもなだらかなものではなかつた。

大徳四年（一二〇〇）八月二十八日、徑山の楞伽室で拜請を受けた元叟は、翌九月十日、湖州にあつた翔鳳山資福禪寺に入院する。時に四十六歳であり、決して若くないものの、当

時の禪僧の初住としては平均的な年令での出世であった。<sup>(18)</sup> しかもいきなり甲刹への住持であり、元叟に対する評価が當時既に高かつたことが窺える。禪僧が初めて住持する際に注目すべき事柄として、開堂の嗣法拈香で誰を嗣法師として宣言するかという問題があるが、元叟の場合も嗣法師の発表に注目が集まつた模様である。日本では授業師をそのまま嗣法

師とする場合が多く、出家に至つた因縁を重視して授業師に嗣法して本師とする傾向にあるが、中国では原則として鉗鉢を受けて悟道した参禅の師が本師であり、文字通り嗣法師なのである。とはいへ、法嗣として優秀な弟子を持つことは、宗師として誰もが望むことであり、中国においても複数の禅匠に参禅した場合、誰を嗣法師とするかは、師匠の側からしても大きな問題であった。元叟も徑山で参じた藏叟、淨慈の石林、承天の覺菴、仰山の雪巖、徑山で分座した虎巖の五人が嗣法の対象として考えられたわけである。「塔銘」に抛れば、「〔徑山の〕虎巖淨伏公は厚い礼儀でもなし、師(=元叟)が〔法嗣として〕虎巖の道を唱えることを覗つたが、師は微笑んで答へず、〔嗣法拈香の際、嗣法した〕恩に酬い

るために焚く瓣香は、最終的に藏叟に帰けた(伏公加盛礼、瓣香酬恩、卒帰之藏叟焉)」(34c)とあり、

この時、虎巖の懇請にも関わらず、大悟を果たした藏叟への嗣法を宣言し、禪僧としての師資相承の筋を通したという。

そして翔鳳山に入寺して以降、「学徒が奔せ湊まり、名声が京国にまで聞こえ(学徒奔湊、名聞京国)」(「塔銘」34c～d)、三年後の大徳七年(1303)、四十九歳の年には、特旨で慧文正辯禪師の号を賜ることになり、同年八月二日、聖旨が山に到着した折には、謝恩の上堂を行つてゐる(『元叟語錄』卷一・4d)。

翔鳳に入つてから四年目の大徳八年(1304)、元叟の人生に、また江南仏教界全体に大きな影響を与える出来事が起つ。それは江南仏教の統理を行う最高官吏である行宣政院使に張闡(=Jangiu・生卒年未詳、章閔・張驥などとも表記)なる人物が着任したことである。その張闡について、元叟は次の様に述べている。

大徳八年十一月、〔江南〕御史臺中丞であった張闡公が、榮祿大夫・行宣政院使として来られた日には、およそ僧侶にとつて不便な政策、仏教「の教えに」叛く法律は、〔張闡公の力によつて〕一掃して刮絶かれ、人々も神々も悦和び、〔天地〕上下ともに慶んだ。

大徳八年十一月、御史中丞張公、以榮祿大夫・行宣政院使至之  
日、凡政之不便於僧、法之有叛於仏者、一掃而刮絶之。人神悅  
和、上下胥慶。(『元叟語錄』卷六・送張中丞北帰并序 22d)

元叟と張闡との関わりがどの様にして始まつたかは分からぬが、恐らく前年の大徳七年の賜号も張闡が元叟に注目す

る」とになる一つの要素であつたろう。着任翌年の大徳九年（一二〇五）、張閻は五十一歳になつた元叟を十刹第一位の杭州中天竺の住持として抜擢し、元叟は「四年八箇月」（『元叟語録』卷一・資福寺語録・5c）の間住持した翔鳳を離れて杭州に赴くことになる。「塔銘」に言う、

行宣政院使の任に在つた〔後の〕中書省平章政事の張閻公は、師（＝元叟）を第一に推挙して中天竺に主持させ、開堂の日には、「張閻」公は僚属を率いて親ら座下に臨んだ。

中書平章政事張閻公、任行宣政使。首舉師、主中天竺。開堂之日、公率僚属、親臨座下。（『塔銘』34d）

入院開堂が行われたのは同年の五月十六日のことであるが（『元叟語録』卷二・住杭州路中天竺万寿禪寺語録・5d）、十刹に数えられる名刹の中天竺も当時かなり荒れ果てていたらしく、「中天竺」は長い間廢れていたので、師（＝元叟）は門榜（たてふだ）を樹てて鄰りの刹の境界侵犯を是正し、殿宇を修治して叢林の旧觀を回復させた（寺當久廢之餘、師為樹門榜而正鄰刹之侵疆、治殿宇而還叢林之旧觀）と言い、その際にも「〔それは〕すべて〔張閻〕公の外護之力の結果である（皆出公外護之力）」と、張閻の後ろ盾を得てのことであつたといふ（『塔銘』34d）。大徳十年（一二〇六）閏正月、張閻が中書左丞となり北帰する際（『元史』卷二一・中華書局校点本・四六八頁）、元叟は別れを送る

偈を作り、その中で「世に奇特で過量の人がおられ、宰官の身を現して〔仏教を〕弘く保護し、遙かに玉音を奉じて群から来られ、この大法の墻壇となられ、勇猛なる力を以て群々の魔を制え、慈憫の心を以て衆もろの苦しみを拯われた（世有奇特過量人、現宰官身為弘護、遙奉玉音來自天、為此大法之墻壇、以勇猛力制群魔、以慈憫心拯衆苦）」（『元叟語録』卷六・送張中丞北帰・Z124・22d）等と激賞したのも故無きことではあるまい。もとより張閻は元叟一人を優遇したわけではなく、「奸〔いわゆる僧侶〕」を組き、「寺に巢くう」蠹〔害虫〕のごとき坊主〕を剔き、批〔いわゆる政〕は具に修し、凡そ招提で頽敝れて葺〔いわゆる不葺者、悉更其旧〕」（『巴西集』卷上・重建崇寧万寿接待禪寺記・56b～57a）と言われるし、元叟が中天竺に入ったのと同じ年に靈隱第四十八代住持となつた悅堂祖閻（一二三四～一二一〇八）の人事にも当然関わつたと考えられるが（『金華黃先生文集』卷四一・靈隱悅堂禪師塔銘・10b）、元叟との関係が殊に深かつたことは間違ひあるまい。張閻は大徳十年に北帰して以後、至大四年（一二三二）四月に江浙行省の平章政事として江南に戻り（『元史』卷二四・五四一頁）、翌皇慶元年五月、中書省平章政事として再び北帰（五五二頁）、三年後の延祐二年（一二一五）三月、江浙行省平章政事に再任されて江南に戻つており（同前・卷二五・五六八頁）、目まぐるしく京師と江南の間を行き來

しているが、その間、一貫して江南寺院の人事に深く関わっていたと思われる。中書省平章政事であった延祐元年、晦機元熙の径山入院に際して、その人選に関与したのもその一例である（『道園学古錄』卷四九・晦機漸次塔銘、四部叢刊本・2a）。

皇慶元年<sup>20</sup>（一二三一）五十八歳の元叟は五山第二位の杭州靈隱に第五十一代住持として遷住する（塔銘）34d）。十刹から五山への昇進であり、官刹に住する禅僧としては順風満帆の人生航路であった。

靈隱に住持して後、勅命により鎮江（江蘇省）の金山で行われた水陸大会（＝施餓鬼・放生の儀式）で説法をしたと云う。金山はその昔、梁の武帝が初めて水陸会を行つたとされる癡祥の地である。

勅旨により水陸大会が金山で設され、師（＝元叟）に陞座して説法するよう命じられた。行事が竣わつてから、〔仁宗〕<sup>21</sup>の便の御殿で入観し、從容と奏対をし、深く主上の衷に契い、仏日普照という号を加賜された。

有旨、設水陸大会于金山。命師陞座説法。竣事入観於便殿、從

容奏対、深契上衷、加賜仏日普照之号。（〔塔銘〕34d）

この水陸会が何時行なわれたかは明らかでないが、靈隱入院後、間もない皇慶二年頃のことと考えられる。<sup>22</sup>この時の陞座の法語は、『元叟語錄』卷四に「朝廷金山作水陸陞座」（13d～14b）として収載されている。

元叟が翔鳳に出世してから径山に入院するまでの二十年余は、幻住派の派祖である中峰明本が活躍した時期と重なっている。元叟より八歳年下の中峰は、五山十刹を陞住した元叟とは全く対照的な不住退休の態度を生涯貫いた禅僧である

金山での水陸会を終えた元叟は辞去して南帰するが、靈隱から払衣して立ち去り、靈隱から少し離れた錢塘の良陥（＝梁渚）の西庵で養高したという（塔銘）34d）。何故この時、元叟が靈隱を離れたのか諸資料は何も述べていない。その原因については、次節で簡単に考察するが、その前後の動きから考えても、靈隱への住持そのものに嫌気がさしたとは考え難いし、年齢的に見てもまだ退隱するほどの高齢でもない。元叟が靈隱を出た後、延祐元年（一二三一）に第五十一代住持として靈隱に入ったのは、かつて虛舟の行状を元叟に請うた松源派の獨孤淳朋（一二二五九～一二三三六）である。ただ、獨孤の住持も長くは続かず、元叟は延祐三年以降、再び靈隱に戻り再住している。そして、その靈隱再住前後から径山に入るまでの数年間にについて、元叟の行状は全く分かつていいないのである。

### 三、中峰明本の影

が、同じく元代を代表する存在であり、しかも両者の間には表面には出ないものの、並々ならぬ深い因縁が存していた。

中峰が最初の幻住庵を結んだ「黃沙坑」は「資福寺の裏」に在つたとされるが（『中峰広録』卷二・弁山幻住庵記・60b）、その湖州資福寺こそ元叟が出世初住した翔鳳山資福禪寺のことであり、中峰が結庵した大徳三年（一二九九）冬は元叟が翔鳳に入る前年のことであった。元叟が出世した翌大徳四年には、中峰は吳門（蘇州）の幻住庵に移つて多くの門弟を集め、その名が世に知れ渡ることになる。つまり元叟と中峰はほぼ同じ場所から師家としてのスタートを切り、中峰が約一年遅れて活躍を開始するのである。この両者の動きの一年のズレは次の中天竺や靈隱への元叟の陞住の際にも見られる。

元叟が中天竺に遷つたのは大徳九年（一三〇五）であるが、翌年の大徳十年（一二〇六）に中峰は西天目の師子院に入る。師子院は中峰の師高峰が開いた道場であり、名刹への住持をひたすら断り続けた中峰が唯一住持した小院である。一年遅れで両者共に大きな節目を迎えるのである。

前述の如く元叟は皇慶元年（一二二一）に靈隱に陞住するが、その翌年頃に金山の水陸会に招かれ、仁宗に奏対して帰山して後、「すぐさま払衣して〔靈隱から〕去つた（即払衣去）」と言う。元叟がその生涯において住持を厭い退休を望んだというのならば靈隱を捨てて立ち去つても話は分かるが、中天竺に住持していた時期にもその様な動きはないし、寺に入るのが嫌ならば後に二十年間も徑山に住したりはしなかつたはずである。「払衣して去る」という語氣からも何らかの事件が退任の背後にあつたことを窺わせるが、陞住が決まってからの榮転の辞任や老齢のための退隠ならばいざ知らず、不名誉なことがらが絡んでいる場合は、一般に下山の理由は語録などに明示されないことが多い。たとえば、笑隱大訟の嗣法の師である大慧派の晦機元熙は、延祐元年に淨慈から徑山に陞住し、僅か三ヶ月で下山してしまうことになるが、晦機の「塔銘」には「〔徑山に〕居ること三ヶ月、師（＝晦機）は拄杖をついて南山の下に帰り、復び（徑山の住持として）立てようとしても赴かなかつた（居三月、師扶杖帰南山之下、復起之不往也）」（『道園学古錄』卷四九・晦機禪師塔銘・23、24。『徑山志』卷三・9b）と述べるだけであり、『五燈会元統略』卷三（454a）等の燈史類も同じく単に下山した事実しか記していない。ただ、晦機の法嗣である笑隱大訟の「瑞少曇の江西に帰るを送るの序（送瑞少曇帰江西序）」に、「仏智（＝晦機）が徑山に遷つてから三ヶ月で、禍（おそれ）が作（おこ）り、その徒たちの多くが背（そむ）いてしまつた（仏智遷徑山、三月禍作、其徒多背去）」（『蒲室集』卷七・3b）とあり、何らかの問題が実際に起こり弟子が離反したために下山することになったことが分かる。

一般に住持が曳杖下山する理由としては、入寺した寺院の

耆旧との齟齬や、寺中での不祥事による責任問題、寺地の境界をめぐる近隣との争いなど様々な要因が考えられるし、五山第二位という大刹の住持であつてみれば、その選任に当たつて法系派閥間の対立や僧侶個人同士の確執など様々な問題が存したことは想像に難くない。元叟の後に住持として入った独孤淳朋は、元叟が嗣法を拒んだ虎巖淨伏の法嗣であり、また靈隱は曾て虎巖が住持していた寺院であることを考えれば、たとえ独孤個人が靈隱への入寺を希望したわけではなくとも、虎巖に連なる虎丘派の僧侶たちが大慧派に嗣法した元叟の追い落としを謀つた可能性がないとは言えない<sup>55</sup>のである。

ただここで、考えられる具体的な原因の一つとして、中峰の「行錄」の皇慶二年の部分に次の様な記述がある。

〔皇慶二年〕癸丑<sup>56</sup>、〔江浙行省の〕丞相が師（＝中峰）を私邸に延<sup>57</sup>き、靈隱禪寺に住持するよう懇請した。師が固辞すると、中書平章がまた請うて言つた、「師の道徳<sup>58</sup>は博く人々を孚<sup>59</sup>んでいます。どうか時縁に順つて一つの刹に住持して、仏祖たちが〔教えを〕建立された御心を恢張げ、多りお譲りにならないで下さい」と。〔だが〕平章は師の意志が堅いのが分かつたので、無理強いしなかつた。師は末疾<sup>60</sup>といふことで「住持を」辞退し、〔天日の〕山中に還つた。

癸丑<sup>56</sup>、丞相延師私第、懇請住持靈隱禪寺。師固辭。中書平章

又請曰、「師之道徳、孚於人者博矣。宜順時緣住一刹、以恢張祖建立之心、無多讓也」。平章知師意堅、弗敢強。師辭以末疾、還山中。〔中峰広錄〕卷三〇・行錄・「4b-「5a)

つまり、皇慶二年に元叟が「白衣して去つた」後の後継者として挙げられたのが、中峰明本だったということなのである。文中に登場する江浙行省の丞相は別不花（Beg Buqa）であると考えられるが、問題なのは今一人登場している中書平章という人物が恐らく曾て元叟を中天竺<sup>61</sup>に招請した張闍62だつたであろうと言うことである。皇慶二年当時の中書平章政事は張闍（張驥・章闍）以外に張珪（正月から五月）と烏伯都刺（六月から十二月）の二人がいるが（『元史』卷一二・二八一八頁）、筆頭は張闍であるし、江浙との繋がりや行宣政院使の職に在った経歴から考えても間違いないであろう。先に深い関わりを持つた元叟を差し置いて、張闍がことさら中峰を推举したのは何故であろうか。そこには皇帝となつた仁宗の影響があつたのである。

靈隱の後住問題が起こる二年前の至大四年（一三二二）正月に武宗が崩御し、三月に仁宗が即位するが、その間の二月に行宣政院が廃止され（『元史』卷二四・五三八頁）、延祐五年（一三一八）九月に行宣政院が再設置されるまで（同前・卷二六・五六頁）、江南の官刹の住職人事は京師の宣政院が主導し、また仏教に造詣が深かつた仁宗が時には直接口出しすることに

なる。<sup>(26)</sup> その仁宗が即位以前より帰依した禪僧が中峰明本であり、至大元年（一二三〇八）、まだ東宮に在った仁宗は中峰に法慧禪師の号を賜つてゐる。仁宗が中峰を知つたのは趙孟頫（一二五四～一三三二）ら数多くの文人士大夫の口を通じてであつたと思われるが、以後、仁宗は一貫して中峰を招聘し続けたと言われており、その傾倒の深さが見て取れる。よつて、皇慶二年における靈隱への住持招請も仁宗の中峰への帰依を背景にしたものであつたと考えられよう。だとすれば、張闇らが中峰招聘に動いたことも頷けるし、更に勘ぐるならば大刹への中峰招致のために元叟を靈隱から引退させようという動きが寺の内外にあつた可能性もあるのである。<sup>(27)</sup>

ともあれ、靈隱に一年のズレで縁を持つた元叟と中峰であつたが、これ以降の延祐年間、両者の活躍には大きな開きができる。その間の行履がほとんど知られない元叟に対しても、仁宗の後ろ盾を得た中峰は、華々しい活躍を遂げるのである。中峰の「行錄」の延祐五年（一二三一八）条に言う、

九月、上<sup>（仁宗）</sup>は近臣に言つた、「朕は天目山の中峰和尚の道行を久しう聞いており、累りに召しだそうと思つていたが、卿は毎も『疾にかかつて戒道することができません』と言つた。〔ならば〕褒寵えて旌異せよ」と。そこで仏慈円照広慧禪師と賜号し、並びに金襴の袈裟を賜つて、仍に杭州路〔の役人〕に勅して優礼に

外護させ、安心して禪寂<sup>しゆぎょう</sup>できるようにさせた。「また、その住している」師子禪院を師子正宗禪寺と改め、翰林學士承旨である趙孟頫公に詔じて「[勅建西天目山獅子正宗禪寺]碑記」（『西天目祖山志』卷四・19a）を撰<sup>くわん</sup>させて賜り、「中峰の嗣法の師であり師子禪院の開山である」高峰和尚に仏日普明広濟禪師〔の号〕を特別に贈つた。

九月、上顧謂近臣曰、「朕聞天目山中峰和尚道行久矣。累欲召之來、卿每謂『其有疾、不可戒道』。宜褒寵旌異之」。其賜號仏慈円照広慧禪師、并錫金襴袈裟、仍勅杭州路、優禮外護、俾安心禪寂。改師子禪院為師子正宗禪寺、詔翰林學士承旨趙公孟頫撰碑以賜、特贈高峰和尚仏日普明広濟禪師。（『中峰廣錄』卷三〇・25a）

（26）

翌延祐六年には、高麗の元国王である王璋（一二七五）一二五）が天目山に中峰を訪れて、弟子の礼をとつて勝光という法名と眞際という別号を受け（『中峰廣錄』卷二五・眞際說・26）、更に九篇の法語を得ており（同前・卷五上・1a～6a）、文人や官僚の帰依もその盛名に伴つて數を益々増やしていく。その様な中、径山の後継をめぐつて、中峰と元叟とに再び関わりが生ずる。延祐七年（一二三一〇）三月、仁宗が崩御し、嫡子である英宗が即位するが、その英宗の至治二年（一二三二）四月、径山の住持で中峰の法叔に当たる虛谷希陵（一二四七～一三三三）が遷化し、空席になつた住持の座に中峰が押さ

れることになるのである。

至治〔二年〕壬戌、「延祐五年に再設置されていた」行宣政院は径山「住持の」席を虚け、強やり師（＝中峰）に主させようとしたが、師は「断りの」書簡を「行宣政」院の官吏に貽り、とうとう就任しなかつた。

至治壬戌、行宣政院虚径山席、強師主之。師貽書院官、卒不就。

〔中峰広録〕卷三〇・行錄・75b)

中峰が遷化する前年のことであり、六十歳になつた中峰は終焉の地と選んだ中佳山（西天目山の北三十里）の山奥に庵居してしまふが、英宗は「特別に聖旨を出して香と金襴の僧伽梨衣（九条以上の大袈裟）を下賜し、行宣政院の官吏に詔じて、親から山に詣いて「皇帝の」恩意を宣諭させた（特旨降香、并賜金襴僧伽梨、詔行宣政院官、親詣山、宣諭恩意）」（同前・76a）といふ。そして、中峰が径山の住持を辞退したため、その住持の話がきたのが元叟であつた。もとより一番手の補欠として順番が回ってきたなどとは自ら言わないであろうし、元叟の「塔銘」にも、次の様に型通りの事柄を述べているだけである。

至治〔二年〕壬戌、径山は「住持の」席が虚いたが、〔教・禪・律の〕三宗の「出家・在家の」四衆は、皆な「師（＝元叟）でなくてはその任を荷負うことができない」と言ひ、相率つて行宣政院に白しあげ、師に請んでその処に補らせた。

至治壬戌、径山虚席、三宗四衆、咸謂「非師莫能荷負其任」、相率白于宣政行院、請師補其處。（34a）

翌至治三年（一二三三）八月、中峰が六十一歳の生涯を閉じ、元叟にとってライバルとも言うべき存在はいなくなり、五山の頂点の住持として江南叢林に名実共に君臨することになる。ただ、彼の径山住持が中峰の補欠であつた事実は、明記されていないとはいゝ、祖順撰の「中峰和尚行錄」の記載を通じて知られることになり、その「行錄」が付録された『中峰広録』三〇巻が、まだ元叟が径山に住持していた元祐二年（一二三四）に完成し入藏されることによって、後世まで伝えられることになる。また、この『中峰広録』の入藏と同時に、中峰は普応国師と國師号を賜つており、仁宗・英宗期において中峰こそが江南禪門の第一人者であつたことが朝廷によつて内外に示されることになるのである。

とはいゝ、少なくとも在世している禪僧の中で、至治三年以降、禪門内での元叟の立場を脅かす存在はいなくなり、以後、遷化に至るまで元叟は五山第一位の径山に住持することになる。

尚、中峰の語録・文集である『中峰広録』『中峰雜錄』には元叟の名前は全く出てこないが、元叟の語録中には「中峰和尚真讚」（卷六・26d）や「題子昂趙學士所書中峰和尚鐘銘」（卷七・30b）が存している。その活躍の全盛期にズレがある

とはいへ、中峰の眼には、同じ時代に生きた元叟の存在は見えなかつたのであらうか。

無所容。歲饑、皆裹糧而来、以得見為幸。徑山自大慧中興後、代有名德。得師而其道愈光。(34d)

#### 四、笑隱大訴の擡頭

中峰が示寂したのと同じ至治三年八月、英宗が鉄矢(Tegsi)によつて弑殺され、泰定帝が擁立されることになるが、この泰定帝の治世の四年間が元叟の生涯において恐らく絶頂期であつたと思われる。「塔銘」に言つ。

泰定元年甲子(一二三四)、使や院が詞を闡わせて、「元叟のために」璽書を降して大護持を作すよう奏請し、師(=元叟)はここに至るまで三度<sup>28</sup>、金欄の袈裟を賜つた。[師は]二十年間、閻を踏み越え「て徑山の外に出」なかつたが、その道を慕う者たちが鱗や蟻のよう萃聚り、収容できないほどであつた。飢餓の歳には、みんな食糧を裏んで「持つて」きて、お目にかかるのを幸せだとした。徑山は大慧(宗杲)<sup>29</sup>が中興して以後、代々名徳がでたが、師を得てその道はいよいよ光いたのである。

泰定甲子、用使院箇詞奏請為降璽書作大護持。師至是凡三被金欄袈裟之賜。二十年間、足不越閩、而慕其道者、鱗萃蟻聚、至

この泰定年間に江南の禪門において新たな動きがあつた。その一つは泰定元年に江浙行省平章政事として赴任した脱歛(Togon・一二九二～一二九八)が行宣政院使となつたことであり、彼は翌年から死去する天暦元年(一二三二八)まで、行省左丞相兼領行宣政院事として「中國東南の浮図の教えを領め、およそ大刹「の住持を選ぶ際に」は、名徳でなければ軽々しく「その職を」授けなかつた(領東南浮図之教、凡大刹、非名徳不輕授)。(笑隱禪師語錄)卷四付録・行道記・Z121・125a)と言われる通り、大寺院の住持選定に自ら当たることになる。そして今

一つは、その脱歛の手で中天竺の住持に抜擢され、その後、江浙における官刹の住持選定に深く関わることになる大慧派の笑隱大訴(一二八四～一三四四)の擡頭であつた。

かつて元叟も住持していいた中天竺に入つた笑隱は、元叟と同じ大慧派に属する禪僧であるが、法系上、笑隱は元叟の又従兄弟である晦機元熙(一二三八～一二三九)の法嗣であるから、同派とはいえそう近い関係ではない。また一世代違うことから年齢が二十九歳も離れており、元叟と対等に化を競うほどの目立つた存在ではなかつた。しかし、文宗が即位すると、宗門内での位置関係は大きく変わつてしまふことに

文宗は元朝歴代皇帝の中では随一の漢文化の理解者であつたとされ、即位以前の潜龍時代より深く仏教に帰依しており、即位後は華々しい仏寺建立を行い、仏教を保護した。<sup>31)</sup> その拠点となつたのが文宗が潜龍時代を過ごした金陵（南京）であり、文宗はこの地で即位以前には蒋山太平興国禪寺（十刹第三位）の再建を行い、即位後には大崇禧万寿寺を創建しており、この両寺は、蒋山の住持として文宗より知遇を得ていた松源派の曇芳守忠（一二八〇～一三四八）が住職を兼務することになる。そして更に文宗は金陵にあつた潜邸を寺院に改め、天暦元年（一二三二八）、江南隨一とされた大龍翔集慶寺を建立することになるが、曇芳の推挙によつてその住持として大抜擢されたのが笑隱大訴であつた（『曇芳禪師語錄』卷下付 錄・塔銘 ZL23\_176d）。住持するに当たつて笑隱は文宗より広智全悟大禪師の法号を賜り、また特に三品文階を賜つたといふ（『金華黃先生文集』卷四二・龍翔集慶寺笑隱禪師塔銘・2b）。

この大龍翔寺の勅建は、南宋以来続いていた五山十刹制度に大きな変更をもたらすことになり、大龍翔寺は「五山之上」として径山の上に位する最高の寺格を有することになるが、このことは五山の頂点である径山に住していた元叟の地位が、相対的に下がることを意味していた。

また、至順元年（一二三三〇）九月、笑隱は曇芳と共に京師に招かれて賜座説法しており（『道園学古録』卷二四・集慶路重建太

平興國禪寺碑・13a）、文宗治世下での笑隱の華々しい活躍の蔭に元叟の存在は震んでしまうことになる。この笑隱の優位は文宗が崩御し、順帝期になつても変わることなく、笑隱と東陽徳輝によつて重輯された『勅修百丈清規』八巻が出された元統三年（＝重紀至元年・一二三三五）には、笑隱に「釈教宗主兼領五山寺」の号が加えられており（同前・1a）、笑隱は五山を含む江南仏教の実権を掌握し、仏教行政において明らかに元叟より高い地位に就くことになるのである。時に元叟は八十歳であり、遷化に至るまでまだ六年の歳月を残していながら、自ら「余は今や八十一歳になり、門を開ざして静坐し、毎日、<sup>死に神</sup>無常が至るのを俟つている（閉門靜坐、日俟無常之至）」（『元叟語錄』卷八・題旧作詩後・32a～b）と、霸氣のない言葉を漏らしている。これは単に高齢となり肉体的な衰えが顕著になつたという理由からだけではなかつたであろう。

とはいへ、もとより笑隱の元叟に対する態度は、後輩といふこともあり丁重この上なものであつた。『蒲室集書問』には笑隱が元叟に与えた書問三通と答書一通の計四通があり、内容から見て全て大龍翔に住持して以降のものだが、その中で笑隱は「宗門は凋弊すたれてしまい、大法の寄よるべは、ただ尊叔あなたお一人だけです（宗門凋弊、大法之寄、惟尊叔一人而已）」（第一書・29a、第四書・30b）と持ち上げている。また、これらの書簡を通して当時の両者の関係の一端を窺い知ることができ

る。次の文は第三書の一節である。

ここに中天竺寺「の後住職問題」について勅旨を奉じて一渓自如を住持させることになりましたので、公文書を持たせて拝請に往かせました。和尚は「以前中天竺に住持しておられたこともあり」山中に遺愛がおりですし、また一渓は「大慧派という同じ」属の末になります。どうか寺衆に嘱て、「一渓に」早く入山するよう要請して下さい。先に尊教を蒙き、「径山の」寺額を改めることについて請されましたが、すでに上奏をしましたので、勅旨に准奉つて牌額「の文字」を写め、その後で発送致します。

茲以中天竺奉旨令如一渓住持、遣人持公文往請。和尚有遺愛山

中、一渓又在属末。幸囑寺衆、早請入山。向蒙尊教、請改寺額。

已奏、准奉勅、写牌額、統後發去。(『蒲室集書問』与元叟和尚書・第

三書・30a~b)

一渓自如(生卒年未詳)は大慧派雲峰妙高(一二二九)一二九三)の法嗣で、元叟との関係は、大慧の法嗣である拙庵徳光以下の又従兄弟の子であった。当時、恐らく初住の浙江万寿寺にいたと思われ(『増集続燈錄』卷四・Z142・415b)、勅命による陞住であった。この書簡は、その内容から笑隠が京師に招請された翌年の至順二年(一二三三)春のものであることが知られるが、江南の仏教行政が大龍翔寺の住持となつた笑隠を

通して全て行われていたであろうことを明らかに示している。

元叟の語録中に直接笑隠に関わる資料は皆無であり、元叟が笑隠の動きに対しどのような感情を抱いていたかは知る由もないが、一つだけ気になる発言がある。

世俗的な語言を用いて仏の知見を入れうとするのは、如來が深く呵責したことであるし、『易經』(繫辭上伝)の「陰一陽(之を道と謂う)」や『老子』(第一章)の「道の道とす可き(は常の道に非ず)」についても、清涼大師(=澄觀)がとりわけ擴斥を加えている。<sup>(22)</sup>まして対句を上手に並べるだけの四六駢儻文は、言うまでもあるまい。

用世語言、入仏知見、如來深所呵責。『易』之一陰一陽、『老子』之道可道、清涼尤加擴斥。況駢四儻六、抽黃對白者乎。(元叟行

端禪師語錄)卷八・書顥聖徒手抄四六駢後・31d)

禅門における四六駢儻文の使用について元叟が批判的であったことは、嗣法の師である藏叟の「徑山にて偃溪の茶湯を請うの榜(徑山請偃溪茶湯榜)」(『藏叟摘稟』卷下・19a)という四六文に対して、「四六駢儻文は古くからあつたわけではない。魏晉以降、道が喪われ文が弊れたので、それによつてこの「四六文の」制作が興つたのである。藏叟老人は妙喜(=大慧宗杲)三伝の的骨の子孫であり、臨濟の命脈がかかつ

ているのだから、四六駢儼文「を作るの」がどうしてその責務であるうか（四六非古也。魏晉以降、道喪文弊、此作由是興焉。藏叟老人、妙喜三世的骨孫、臨濟命脈所係。駢四儼六、豈其實乎）」（『元叟行端禪師語錄』卷八・題藏叟所作偃谿茶湯榜遺藁・34a）と非難していることからも見て取れるが、元朝において四六文で知られた禅僧と言えば『蒲室集疏』で知られる笑隱大訴が第一なのである。これが笑隱に対する當て付けであつたか否かは分からぬが、少なくとも元叟の『語錄』にこの様な文章が編入されていること自体、少なくとも両者の間に何らかの意識のズレが存したことを示すものであろう。

径山に在った元叟の晩年について、特に大きな動きはないが、八十四歳の至元四年（一二三三八）、當時中天竺の住持であった法嗣の竹泉法林（一二八四—一二五五）が五山第二位の靈

隱に陞住して順帝より金襴の法衣を賜り、「〔元叟と竹林の〕父子が同時に五山で道業を唱いだので、人々は盛んな事だとした（父子同時唱道五山、人以為盛事）」（『増集続伝燈錄』卷四・Z142・410b）という。少なくとも宗門内における元叟及びその一派の勢力が大きなものであり続けたことは間違いないのである。

至正元年（一二三四）八月四日、元叟は径山の丈室で遷化する。時に八十七歳であった。<sup>33)</sup>この翌年に径山に住持したのは笑隱と共に文宗から寵愛を受けていた蔣山の曇芳守忠であ

る。五山第二位の靈隱に在った竹泉ではなく十刹第三位の蒋山に住していた曇芳が径山に陞住したこと、曇芳が竹泉より十一歳年長であったことを差し引いても、やはり当時の禪門において笑隱・曇芳という金陵に在つて文宗の寵愛を受けた禪僧の禪門内における位置付けの高さを示しているものと考えられよう。

元叟が笑隱に対して対抗意識を持つていたかどうかはもとより分からぬが、少なくとも元叟が文宗・順帝期においては禪門のトップとして見られていなかつたことは疑いないのである。

## 五、元叟の怒罵禪

忽滑谷快天『禪學思想史』は元叟のために一章を設け、「天目中峰と時を同うして、大慧の門風を径山に振ひたるは、元叟行端とす。端、操守高古、英風人に通り、威儀凜然、臨濟の正宗を作興す」（五一三頁）と讃美し、「行端の思想は、禅家の正脈を得て多くの矛盾なし」（五一七頁）と断じている。だが、禅家の正脈を得ていたといふ評価は、逆に言えば從来の禪僧と比べて、さほど特色のない僧侶だったということにもなる。果たして元叟の禪は一世に冠たる特色あるものだつ

たのであろうか。

宋濂は元叟の人柄を評して次の様に述べる。

公（＝元叟）は頂が平らで古人の「様な高雅な」風貌であり、眼光は人を鑠かし、領の下には鬚が少しあり、雪が降つた後の孤松のようにはっきりとして磔立っていた。坐れば「山のように」挺峙ち、行けば旋顧することなく、その英れた風は人を凜如とさせた。通り過ぎる場所で、衆がちょうど雷が鳴るように「大声で」謹譁つていたとしても、「元叟の」履の声が聞こえて、「端書記が來たぞ」と言つたとたん、誰もいないかの様に襟黙してしまう。賓や友だちと相従のときでも、人間の細故を一緒に談したためしがなく、大僧（に関すること）以外は一言も発しなかつた。秉性堅凝で、確乎としていて抜かることはできず、大僧になつてから化滅に至るまで、一夕も衣を脱いで寝たためしはなかつた。

公平頂古貌、眼光鑠人、領下数髯、磔立凜然、雪後孤松。坐則

挺峙、行不旋顧、英風逼人、凜如也。所過之處、衆方謹譁如雷、聞履声輒曰「端書記來矣」、噤默如無人。賓友相従、未嘗与談人間細故、舍大法不發一言。秉性堅凝、確乎不可拔。自為大僧、至化滅、無一夕脱衣而寢。（元叟語錄）附錄宋濂撰「重刻元叟端禪師四

会語題辭 洪武七年十月・Z124.1c~d)

また元叟の具体的な接化については「塔銘」に引かれた次

の問答が有名である。燈史類にもこの三つの問答がそのまま引かれており、元叟の禅風を伝えるものとして一般に知られていたものであろう。

師（＝元叟）は以前、一人の新到の僧を勘して言つた、「何方の聖者さまでしようか、「はたまた」甚尠の靈祇でしようか」。僧は「答えて」言つた、「朕の礎に臨つたな。「どう料理しようか」」。師は言つた、「杜撰な禅和が麻や粟の様に「じ」にでもころがつて」いる。禅堂に参りに行け」。また「廊下で見かけた」一人の僧を勘して言つた、「棋槃の石が你的脳門を研破り、盃盃の池が你の脚の板を浸爛れさせす」。僧が答えようとすると、師は一喝した。また一人の僧を勘して言つた、「天まで連なつて秀麗な華山を擘開き、徹底して清らかな黄河「の流れ」を放出する」「といつた平常を超越したことがら」はひとまず置くとして、平実の地上で一句を言つてみろ」。僧が口を開こうとするとき、師は「棒で」打つた。師嘗勸「新到僧云、「何方聖者、甚尠靈祇」。僧云、「臨朕礎」。師云、「杜撰禪和、如麻似粟。參堂去」。又勸一僧云、「棋槃石、研破你腦門。盃盃池、浸爛你脚板」。僧擬答。師便喝。又勸一僧云、「擊開華嶽連天秀、放出黃河徹底清、即且置。平實地上、道將一句來」。僧擬開口。師便打。（「塔銘」34d~35a、「五燈会元統略」卷三三・Z138.454a、「續伝燈錄」卷三六・T51.712c、「增集續伝燈錄」卷

三・Z142・397a～b)

これに続けて「塔銘」は次の様に言う、

〔元叟の〕機鋒の峭峻しさは、多くこれに類していた。師は呵叱つたり怒罵つたすることを門下の弟子たちへの慈切な誨えとし、「世の」人情に近づくとなく天下の大公な道を行んだのである。藏叟禪師の的伝となつたのは〔元叟〕一人だけであるが、師は利他「の行いをする時に」は、皆な陰でやり、口をつぐんで「人に」言わなかつた。しかし、その道徳と聞望によつて、朝廷と民間の〔共に〕推服するところとなり、「官寺の住職に」推されて膺け、「天子の」命により「紫衣」を賜つた。「そのことを」人は榮譽だとしたが、師は自分で銜かして認めしはなく、「全く」意に介さなかつた。暇な日には余力を篇翰に施いたが、とりわけ絶めて精密で、古風で優雅「なもの」であつた。

其機鋒峭峻、多此類。師以呵叱怒罵、為門弟子慈切之誨、以不

皆陰為之、沒齒不言。而其道德聞望、為朝野所推服、薦膺命賜。

人以為榮、而師未始自衒、意漠如也。暇日以余力施於篇翰、尤精絕古雅。(塔銘 35a)

非常に怒りっぽかつた事実については『南宋元明僧宝伝』にも、「〔元叟は〕怒ることが多く、老いて益々ひどくなつた。

いつも坐に拋として、終日、「簡単な」餐を伝つてこさせながら訓罵つていた。「夜中に」寝室に入つてから、竊かにその故を質問すると、左右を顧視つて、「挙えたいが、もう忘れてしまつた」「と言う」。だから道でも俗でも怒罵られ中で得旨する者がとても多かつた(復多怒、老益甚。毎拋坐、竟日伝餐訓罵。及入寝室、或竊問其故、乃左右顧視、欲挙已忘。故道俗於怒罵中得旨者甚多)」(卷一〇・Z137・355c)とあり、怒罵こそが元叟の禪における大きな特長であつたことが知られよう。また、「妙喜(＝大慧)四世の〔法〕孫として、首山竹籠〔の話頭〕を用いて、正しい令を全ごと提した(妙喜四世之孫用首山竹籠、金提正令)」(『楚石禪師語録』卷一四・径山寂照先師元叟和尚贊・Z124・112d)と評されている様に、当時の看話禪全盛を背景にして当然、大慧流の看話參究の指示を行つてゐたと思われるが、元叟の『語録』には具体的な看話指示をした資料は見当たらず、元叟の禪の特色としては捉えられていなかつた様である。

ところで、元叟の怒罵の矛先は当時の禪門の乱れた状況にも向けていた。

今、諸方「の叢林の状況」については、具しく述べるに堪えない。曲泉木に拋つてゐる「師家たるべき」者が智の眼が明らかでない上に、盜囊を擔いで行脚する「修行」者も信根が浅薄で、人我を争うことが宗乘だと當

いこみ、盜みや姦淫を行うのが仏事だとしている。身には師子の皮を披りながら、心では野干の行いを行ひ、禅の道を聞けば、雷を聴いた鴨のように「おびえ」、利益や名譽を見れば血を見た蠅のように「たかり」、風俗や教化をすつかり傷敗にしてしまつてゐる。先仏の所謂「師子の身の中の虫が、自ら師子の身中の肉を食らう」というのがそれであろう。

在今諸方、豈堪具述。拠曲泉木者、智眼既已不明、擔盃囊行脚者、信根又復浅薄、争人争我以当宗乘、行盜行淫而為仏事。身披師子皮、心行野干行、聞禪聞道、似鴨聽雷、視利視名、如蠅見血。傷風敗教、靡不有之。先仏所謂「師子身中虫、自食師子身中肉」、此其是也。(『元叟行端禪師語錄』卷二・中天竺寺語錄・9d)

また、詩にも次の様に云ふ。  
近來の林下の人たちは、塵中を学ぶ客が多いで、  
婦を養い児を養て、田んぼを買ひ込み宅も買う。  
善い果は一三しも無く、悪因は千百。  
他日、閻王の前にいき、その責めを追れることはできまいぞ。

近來林下人、多學塵中客。養婦兼養児、買田復買宅。

善果無一三、悪因有千百。他日閻王前、恐難追其責。

ただ、元叟はその怒りをバネに現状打開のための何らかの

方策を講じることはなかつた。江南仏教の実權を実質的に握ることのできなかつた彼が、笑隠が當時行おうとしていた宗門改革を積極的に支援した形跡も見えないのである。

元叟の禪の思想的な特長としては、大慧派に連なる禪僧として、やはり三教一致、教禪一致を説いてゐる。とはいへ、三教については「三教の聖人が同じなのは、世を善くし人を利するという点で同じなのである（三聖之同、同於善世利人也）」（同前・卷七・題聖凡融会図・27c）とその類似性を漠然と主張するのみであり、「儒教にしる釈教にしろ、切めて害いところとなると、どうして言議でその蘊ぶかいところを十分〔示し〕尽くせようか（若儒若釈、至切害處、豈言議足以尽其所蘊耶）」（同前・卷八・跋癡絶讚迦文頃羽二墨跡・32c）と具体的な論議は回避しており、独自の考察を加えた三教に関する著述も残されていない。教禪についても簡単な資料が存するのみであり、「天台宗と禪宗とは、仏法が」会れば両般の事ががらではないが、会らなければ千里万里「の隔てが」ある（会則事無両般、不會則千里万里）（同前・卷六・贈上天竺偉首座・21c）と原則論としての一貫の主張はあるものの、經典に関する注釈書や序論・説といった文章も残されていないし、教學に関して特に深い造詣があつたとは思われない。

その他、淨土に関する態度は次の詩にも窺うことができる。

世に一般の漢がいて、実は少かで虚頭だけ。  
口の中では一片の錦、肚の裏には干戈が森り。

真の仏を信じずに、喃喃と念える「南無阿」弥陀

たとえ弥陀に見えたとて、弥陀もどうにもできやせぬ。

世有一般漢、実少虚頭多。口中一片錦、肚裏森干戈。

真仏自不信、喃喃念弥陀。饑你見弥陀、弥陀爭奈何。（同前・卷六・擬寒山子詩四十一首之第二十一・256）

淨土念佛を完全に切り捨てたものではないが、唯心淨土説に立脚した立場から、安易な念佛を否定したものである。少なくとも元叟の『語錄』中に念佛を推奨した言葉は見えないし、自らが密修したことを示す資料も存在しない。

元叟の怒罵禪は、三教一致・教禪一致を唱えるものの、この様に淨土思想とは距離を置いたものであり、その意味では唐宋以来の純禪を守っていたと言えよう。

ただ、今一つ彼の禪の特質として挙げられている事柄がある。それは神異の存在である。宋濂は次の様に言う。

先師（＝元叟）の事跡は、多く神異に涉わつていたが、その行を状にした者は、いつも「それを」諱つて書かなかつた。神異にかかる事柄は、大乗「を信奉する」者がもともと聞くことを禁まらないものなのである。「とはいえ」もし録して、「仏」道に入ろうとしている士に示

すならば、その正しい信「仰」を起させるに足るであろう。もとより何で傷があるうか。〔元叟が〕南屏（＝淨慈）から〔得度した余杭の〕化城院に帰つて経典の講義を受けていたころ、「ある」夏の夕方、窓を開いて臥になつていると、とつぜん一人の梵の僧が窓から飛錫つて来て、いつしよに般若の枢要について畳畳と絶れることなく談したが、「その僧は」ほどなく空に騰つて去つていった。「また」虎巖（淨伏）公が双径に主張していた時、「虎巖は」「道家の者流で、章を〔天帝に〕上つて謁見した者がいたが、その還りがとても遅かつたので「その理由を」叩ねると、「『徑山の四十八代目の住持の選考があつていたので、天宮の闇がずっと開かなかつただけだ』と答えた」と「いう話を」嘗も言っていたが、公（＝元叟）は正しくその「四十八代目」という数に符号していた。「また」公が京師に参内して寝ている時、徑山の潭淵にいる龍神が金の匙を持つて食べ物を挙め、公は全部で十八回「食べ物を匙で」食べさせられたという夢を見たが、公が「徑山の」法席を主だったのは、実に十八春秋であった。「また」公が示滅する間際に剪つた爪と髪を化城（院にある）幻有菴に埋めたが、「後に」啓いて「中を」見てみると、設利が累々と生みだされていた。公の遺した事柄には、この様

なものがある。どれも「行状」に補筆して世に見すべきであり、省略してはなるまい。

先師事蹟、多涉神異。狀行者、輒譁而不書。神異之事、大乘者、固所不樂聞。苟錄以示入道之士、亦足以起其正信。初何傷乎。

…

其徒南屏、帰化城受經、夏夕啓窓而臥、忽一梵僧、飛錫而来、

与談般若樞要、曇曇不絕。未幾騰空而去。虎巖師主雙徑時、嘗言「道家者流、有上章謁帝者。其還甚遲、因叩之、答云『為選徑山四十八代住持、故天闇久不開爾』」。公正符其數。公朝京師、夢徑山潭龍君、持金匙擎食、食公數凡十又八。公主法席、實十春秋也。公將示滅、所剪爪髮、留瘞化城幻有菴、逮啓視之、設利累然生矣。公之遺事、有若此者。皆宜補書以見於世、不可略也。(元叟禪師語錄 卷頭附錄・重刻元叟端禪師四会語題辭・洪武七年)

元叟の生涯は五山の頂点である徑山に二十年近く住持し、棒喝機用を多用した怒罵禪により数多くの優れた法嗣に恵まれるという、一見華々しいものであつた。しかし、その彼の姿は上述した通り、徑山住持以前における中峰明本の活躍、住持以後における笑隱大訢の擡頭の蔭に隠れてしまい、必ずしも元代禪門のトップの座に着いていたとは言い難いのである。

元叟が禅僧として劣った存在というわけではあるまいし、分不相応に徑山に入つたといふことでもあるまいが、上述した様に、そこに不人気の原因となつた時代背景があつたことは否定できないのである。その怒罵の禪風は自ら「偏で納僧」のために寛のような応対をする(偏与納僧作寛對)(元叟語錄 卷六 慈侍者請讚・27b)と述べた様に並外れて厳しいものであつたが、徑山に住持した時には既に六十八の齢であり、それから二十年間、晩年まで意氣が衰えなかつたとしても、数多くの弟子に棒喝などの機用を多用した十分な接化が行えたかどうかは甚だ疑問である。

る魅力に今一つ欠けたものであつたと言えよう。

結び

そもそも五山十刹といつた大刹に入ることがその禅僧の評価と必ずしも関わっていないことは、不住の一生を貫いた中峰の存在を見れば自ずから明らかである。また、中峰同様、

仁宗から帰依を受けた禅僧に虎丘派の古林清茂（一二六二～一三三九）があり、日本からの参禅者は三十二人と中峰の二十人以上に多かつたが、その彼も「保寧に住持している頃、道望が隆重かつたが、當時、大師の位に拠る者が〔彼を〕忌い、「住持の」席が虚いた大きな方があつても進んで推挙したに過ぎない。

寺格の高下と住持の禅僧としての実力は必ずしも対応して

いないし、古林の例からも明らかな様に、優秀な人材であつても妨害があつたり、様々な理由で陞住が叶わないこともあつたろうし、逆に順調に陞住を繰り返し五山十刹に住することができたからといって、官吏等との繋がりによる政治的な力が影響する場合もあつたろうし、必ずしも優れた禅僧であるとは限らないのである。元叟の法嗣の中で日本人の僧侶が一番多く参じたのは楚石梵琦であり、その数は四十人にのぼつたとされるが<sup>(41)</sup>、その楚石は大報国禪寺（杭州）などの甲

刹に住持したに過ぎず、同門で径山に住した古鼎祖銘や以中智及の様に高みを極めたわけではなかつたことも一つの証左となるう。

明代に入つて元叟の法系は急速に衰え、四伝以下の法孫はその名すら知られていない。また、元叟自身の名前も燈史上には残されるものの、明末に至るまで大きな影響を与えた中峰明本とは違い、その存在は全く顧みられなくなるのである。

「世に処する」ことが甚も辛辣で、生「計」を謀ることが至めて拙だ（處世甚辣、謀生至拙）（『元叟語錄』卷六・鏡中居士請讃・27）と自ら峻厳孤高を誇る元叟だが、その生涯を見る時、何か満ち足りないものを感じるのは私だけであろうか。

### 【注】

（1）中国における五山十刹制度の成立に関する資料としては、『護法錄』卷一之下「住持淨慈禪寺孤峰德公塔銘」（4a～b）及び『西湖遊覽志余』卷一四「方外玄蹤」（四庫全書本・2a、また『增補武林旧事』卷七・四庫全書本・21b）が知られる。また西尾賢隆「中世の日中交流と禪宗」第七章・第二節（吉川弘文館・一九九九（一六三・五頁）参照。史弥遠は嘉定年間に右丞相兼枢密使兼太子少傅となり、寧宗崩御後、理宗を擁立して太師左丞相兼枢密使に進み、会稽郡王に封ぜられた人物である。死後、忠獻と謚され、衛王を追封されている。その伝は『宋史』卷四一四（中華書局校点本・一二四五頁）等に見え

(2) 無準が徑山に住持した年数については、繁無文撰「徑山無準禪師語錄」(Z121・485c)とあり、「徑山志」卷二も「師居徑山二十年」(20a)と言うが、「禪思想史」(下巻・四三九頁)に既に指摘してある通り、無準が紹定六年七月十五日に行なつた「入内引対陞座語錄」に「去年八月領職」(『無準禪師語錄』卷六 Z121・481b)とあり、淳祐九年四月朔日に書かれた「大丞相游公祭文」に「十有八年揮塵双徑」(同前・481a)とあるから、紹定五年(一一二一)五十六歳の八月から、遷化した淳祐九年(一一四九)七十一歳の三月十八日までの足かけ十八年、実質十六年七ヶ月といふことになる。

(3) 元叟以外に、寂室元光は中峰明本・古林清茂・清拙正澄・靈石如芝・絕學世誠・無見先觀・斷崖了義に(『本朝高僧伝』卷二一・188a、『延宝伝燈錄』卷一六・234c)、可翁宗然は中峰明本・絕學世誠・古林清茂・無見先觀・斷崖了義に(『本朝高僧伝』卷二七・166c、『延宝伝燈錄』卷一〇・255c~256a)、嵩山居中は東巖淨日・古林清茂・雲外雲岫・曇芳守忠・虛谷希陵・定山□一・靈石如芝・獨孤淳朋・東嶼德海・竺元妙道・中峰明本に(『本朝高僧伝』卷二七・168c、『延宝伝燈錄』卷二一・263a)、雪村友梅は虛谷希陵・東嶼德海・晦機元熙・叔平□隆に(『本朝高僧伝』卷二七・166c~167a、『延宝伝燈錄』卷二二・264b)、それぞれ參禪している。尚、玉村竹二「日本禪僧の渡海參學關係を表示する宗派図」(『日本禪宗史論集』下之二・一五七頁(通算一四三五頁)、思文閣・一九八二)には、元叟に参じた日本僧として、上記四人以外に曇幽と嵩岳明中の二人を挙げているが、寂室が落ちてる。また、『中岩和尚自歴譜』に拠れば、至順三年(元弘二年・一一三三)に中巖円月(一一〇〇~一一七五、東陽徳輝の法嗣)は大辨正訥(西潤子雲の弟子)と共に「徑山に上つた」(『続群書類從』第九輯下・六一四頁上)とあり、当時の住持は元叟であるから彼に参じた可能性がある。もつとも

る。

(4) 無準が徑山に住持した年数については、繁無文撰「徑山無準禪師語錄」(Z121・485c)とあるが、「徑山志」卷二も「師居徑山二十年」(20a)と言つてあるが、「禪思想史」(下巻・四三九頁)に既に指摘してある通り、無準が紹定六年七月十五日に行なつた「入内引対陞座語錄」に「去年八月領職」(『無準禪師語錄』卷六 Z121・481b)とあり、淳祐九年四月朔日に書かれた「大丞相游公祭文」に「十有八年揮塵双徑」(同前・481a)とあるから、紹定五年(一一二一)五十六歳の八月から、遷化した淳祐九年(一一四九)七十一歳の三月十八日までの足かけ十八年、実質十六年七ヶ月といふことになる。

(5) 元叟は法字だと思われ、「塔銘」は「字元叟」(34b)とするが、「南宋元明禪林僧寶伝」卷一〇は「号元叟」(Z137・354d)としている。寂照という号について、元叟の「塔銘」や燈史類には、彼が「寂照」と号した事実は記されていないが、宋濂撰「重刻元叟和尚贊」四会語題辭の冒頭に「寂照和尚元叟端公」(Z124・1b)とあり、また「楚石梵琦禪師語錄」卷一四に「徑山寂照先師元叟和尚贊」(Z124・112d)があり、更に恕中無懼の「行業記」に「往徑山寂照端公難髮」(Z123・442b)とあることからも元叟の号であることは間違いない。恕中の『語錄』や『山菴雜錄』は元叟のことを全て「寂照」と表記している。尚、玉村竹二「元末名尊宿の日本への招聘」(『日本禪宗史論集』下之二・思文閣・一九八二)は恕中が歷參した宗匠について「寂照」「明・靈石如芝・平石如砥等」(一七四頁(通算一四五頁))とするが、元叟以外に「寂照」と呼ばれた禪僧は元末明初にいなし、諸燈史に恕中の師として出てくるのは、元叟・靈石・平石の三人だけである。よつて、恐らく「寂照」「明」というのは恕中の授業師である元叟を誤つたものであろう。

(6) 元叟の母の姓について、「徑山志」卷三(10b)・「統伝燈錄」卷三六(T51・712b)・「增集統伝燈錄」卷二二(Z142・396c)は「陳氏」とするが、今回は「塔銘」及び「南宋元明禪林僧寶伝」卷一〇(Z137・396c)の「王氏」に従つた。

(6) 元叟が藏叟に参じた正確な年次は不明だが、元叟は藏叟に初めて

参じた直後（『続伝燈錄』卷三六・T51・712b、『徑山志』卷三・10b）、「も」くはしばらくして後に（『塔銘』34c、『五燈会元統略』卷三・Z138・453d、『増集統伝燈錄』卷三・Z142・396d）、「侍同（侍者寮）」に入つたとされおり、元叟自ら「山僧昔年在侍者寮兩年」（『元叟語錄』卷一・2c）と述べていることや、また彼は藏叟が遷化してから淨慈に行つたところから（『塔銘』34c）元叟が初めて藏叟に参じたのは藏叟が遷化した景炎二年（至元十四年・一二七七）五月二十一日（『續燈存稿』卷一・Z145・25c）より二年前の德祐元年（至元十二年・一二七五）かそれ以前の計算となる。

元叟が撰した虚舟普度の「行狀」に、「余嘗從師（=虚舟）徑山、知師出處甚詳」（Z122・95a）とあり、元叟が徑山の虚舟の下に止まつていた事実が知られる。

横川行珙は至元二十二年四月二十一日、聖旨を奉じて阿育王山広利禪寺に住持している（横川禪師語錄 卷上・Z123・186b）。

元叟が雪巖に参じた年次については伝記類に明示されていないが、「居三歲而嚴逝」（『塔銘』34c、『続伝燈錄』712b）とあり、雪巖は至元二十四年（一二八七）に示寂しているから、逆算すると至元二十二年であろうと考えられる。

額径橋は仰山にある橋の名である。宋の趙蕃撰『淳熙稿』卷一九の「遊仰山欲游蘭若不果懷混融二首」第二首に、「欲尋蘭若尉知名、額逕橋頭水亂鳴、引領白雲人甚遠、縱遊誰解飲淵明」（四庫全書本・36b）とある。

集雲峰は仰山の絶頂にある峰の名。『江西通志』卷八に、「仰山，在府城南八十里、乃袁之鎮山也。周迴數百里、高聳万仞、可仰不可登、因名。絶頂有集雲峰、入夏雲冒其嶺則雨立、至冬微陰即停雪」（四庫全書本・24b）とある。

原文の「鴨呑螺鈿、眼睛突出」を中川洪庵『禪語字彙』は「學人が厳しく接し詰められて、進退に窮したる末、遂に悟りを開く（12）」とある。（11）

元叟の「擬寒山子詩」は「元詩選」一集・壬集所収の「寒拾里人寒山子詩六首」と「擬寒山子詩一首」の計八首だけであり、その

を「も」（四〇四頁）とするが、いのちでは「雪巖が元叟の切り返しの言葉を喉に詰めて、目を白黒させている」というのである。尚、典拠は『五燈会元』卷四「蘇溪和尚」条に見える「僧問、如何是定光仏。師曰、鴨呑螺師。曰、還許學人転身也無。師曰、眼睛突（13）」を踏まえる。

原文の「師云、也不消得」の六字は、「塔銘」及び『増集統伝燈錄』卷三（Z142・396d）には無いが、『南宋元明禪林僧宝伝』卷一〇（Z137・355a）・『徑山志』卷三（11a）・『続伝燈錄』卷三六（T51・712b）・『五燈会元統略』卷三（Z138・454a）には載せられてゐるので補つた。「消得」は「享受してのける、使いこなす」（『禪語辭典』二二六頁）の意で、こゝでは元叟の「鴨呑螺鈿、眼睛突出」という言葉に対しても、「また上手く切り返しができなかつた」といふのである。

虎巖が元叟を招いた正確な年次は不明で、今回は『南宋元明禪林僧宝伝』に「元成宗大德初、為虎巖伏、分座於徑山」（355a）とあるのに拠つた。尚、虎巖淨伏が徑山に第四十四代住持として入院したのは、前の住持である雲峰妙高が至元三十年（一二九三）六月十七日に遷化して後のことであるから（『仏祖歷代通載』卷五・381a）、その年の後半が翌至元三十一年（一二九四）のことであろう。よつて、虎巖が元叟を徑山に招いたのは、住持後、三、四年経つてからのこととなる。

楞伽室については、『徑山志』卷二二の「殿宇」「靜室」の条には名前が見えないが、大德四年の資福寺への出世の際の記事に「徑山寺楞伽室」（『元叟語錄』卷一・2b）とあるから、徑山にあつた小庵の一つであったと考えられる。

元叟の「擬寒山子詩」は「元詩選」一集・壬集所収の「寒拾里人寒山子詩六首」と「擬寒山子詩一首」の計八首だけであり、その

全部が『元叟語錄』卷六の四十一首と重なっている。また『石倉歴代詩選』卷二七六の「元叟端禪師詩」(四庫全書本・8a~14b)にも三十一首が入れられており、その中に「擬寒山子詩」六首(9b~10b)と「擬寒山詩」二首(14a)が見え、「宋元詩会」卷一〇〇の「元叟端」一首(四庫全書本・4b~7a)の中にも「擬寒山子詩四首」(4b~5a)が見えるが、同様である。

中国における五山十刹制度は、『扶桑五山記』(玉村竹一校訂・臨川書店・一九八一)の記載によつてその位次が知られるが、南宋から元代に活躍した禪僧の中、『語錄』等が現存してて、陞住した寺院の順番が明らかなものを調べてみると、「扶桑五山記」の記載とほとんど矛盾していない。特に五山内の位次については密菴咸傑の例を除いて、そのままの様である。「禪文化研究所紀要」第二七号掲載予定の拙稿「元代における五山十刹の位次」を参照。

当時の禪僧の初住した年齢は、たとえば運菴普巖(一一五六~一二二六)が五一歳(鎮江府大聖普照禪寺・Z121・324c)、天童如淨(一一六一~一二三七)が四九歳(建康府清涼寺・Z124・479c)、石田法薰(一一七一~一二四五)が四四歳(平江府高峰禪院・Z122・1c)、無準師範(一一七八~一二四九)が四三歳(慶元府清涼寺・Z121・427c)、痴絕道冲(一一六九~一二五〇)が五一歳(嘉興府報恩光孝禪寺・Z121・246d)、大川普濟(一一七九~一二五三)が三九歳、慶元府妙勝禪院・Z121・159c)、斷橋妙倫(一一一〇~一二六一)が四一歳(台州瑞峰祇園禪寺・Z122・200b)、偃溪広聞(一一八九~一二六三)が四〇歳(慶元府顯応山淨慈禪寺・Z121・128a)、虛堂智愚(一一八五~一二六九)が四五歳(嘉興府興聖禪寺・Z121・330b)、環溪惟一(一一〇一~一二八八)が四五歳(建康府瑞嚴禪寺・Z122・49b)、横川行珙(一一一〇~一二八九)が四七歳(瑞安府履蕩山靈嚴禪寺・Z123・178b)、絶岸可湘(一一〇六~一二九〇)が四八歳(嘉興府流虹興聖禪寺・Z121・468a)、海印昭如(一一〇六~一二一一)が三七歳(袁州木平興化禪寺・Z122・294c)、古林清茂(一一六一~一二一一九)が

- (17) 一二七歳(平江府天平山白雲禪寺・Z123・204d)、曇芳守忠(一一七五~一二四八)が三一歳(建康路崇因禪寺・Z123・158a)、平石如祇(一二六八~一二五七)が三三歳(慶元路保聖禪寺・Z122・187d)、孚中懷信(一二八〇~一二三五七)が四七歳(四明觀音・「護法錄」卷一上・2b)、了菴清欲(一二八八~一二三六三)が四二歳(集慶路中山開福禪寺・Z123・292a)、楚石梵琦(一二九六~一二七〇)が二九歳(海塩福臻禪寺・Z124・37c)、愚菴智及(一一一~一三七八)が三三歳(慶元路隆教禪寺・Z124・152a)、呆菴普莊(一一四七~一四〇三)が三三歳(撫州北禪・Z123・509a)、南石文琇(一一四五~一四一八)が二八歳(蘇州府普門禪寺・Z124・189d)であり、この二一人の平均は四〇、五歳となる。この中、元末明初の楚石梵琦、愚菴智及、呆菴普莊、南石文琇の四人が極端に若干で住持しており、この四人を除くと平均四二、七歳となる。
- (18) 張閭については、拙稿「元代江南における住持任命権者の変遷」(『臨清寺妙心寺派教学研究紀要』第一号・110〇三)の二八~三三頁を参考。
- (19) 二〇 元叟の靈隱遷住の年次について、『元叟語錄』所載の黃潛撰「塔銘」(34b)及び「続伝燈錄」(712b)・「五燈會元統略」(458a)等は全て「皇慶壬子(元年・一二一一年)」(34d)とするが、「金華黃先生文集」卷四に所収の「徑山元叟禪師塔銘」のみ「延祐丙辰(元年・一二一六年)」(四部叢刊本・14b)とする。延祐三年は恐らく再住の年次であり、「文集」本「塔銘」の誤記であろう。尚、諸資料は全て「靈隱に遷つた(遷靈隱)」(塔銘・34b等)とするだけで、遷住の月日や經緯について何も記載していない。
- (21) 二一 「金山志」卷三には「行端・住持靈隱。大德間、詔於金山建水陸舍」(7a)とするが、「大德間」は靈隱住持以前であるから、明らかに誤りである。また「淨慈寺志」卷一〇に「延祐丙辰、有旨設水陸大会於金山」(16b)とあるが、恐らく『金華黃先生文集』卷四一

所収の「塔銘」に「延祐丙辰、遷靈隱、有旨設水陸大会于金山」（四部叢刊本・14b）とあるのをそのまま引いたものであり、これも誤りであろう。厳密な年次の特定は無理だが、元叟が靈隱に入つた皇慶元年（一二三二）から独孤淳朋が靈隱に入る延祐元年（一二三四）の間であることは間違いないし、皇慶二年頃と考えるのが妥当であろう。尚、金山では度々水陸会が行われていた模様であり、『金山志』には、至大二年己酉に勅命で金山住持となつた長渢応深が（卷九・虞集撰万寿閣記・5b～6a）、延祐元年七月（但し延祐元年乙亥とするのは甲寅の誤り）と翌年八月の二回、水陸大会を厳修した事実を載せており（卷九・祝應深撰水陸大会碑記・7b～8a）、また『元史』の「本紀」にも英宗の至治三年（一二三三）四月に水陸会が行われた記事が見えている（卷二八・六三〇頁）。

〔元叟語錄〕卷四所載の「朝廷金山作水陸陞座」（13a～14b）なる法語は、「住杭州徑山興聖寺方壽禪寺語錄」（12a）の中にあり、径山での法語とされていて、全く同じ法語が「径山志」卷三の「元叟」の伝に、「皇慶壬子遷靈隱、有旨設水陸大会于金山、命師升座設法、拈香畢乃云、…」（11b～13b）として引かれており、また元叟が径山入院後、金山での水陸大会に加わったという記事も皆無である。

恐らく「語錄」編纂の際の錯簡であろう。  
良階という地名は辞書類には見えず、元叟以外の資料では天台教學の僧である「絶宗善繼」（一二八六～一三五七）の「故文明海慧法師塔銘」に「天曆己巳、法師出世主良階大雄教寺、日講『金光明經』」（護法錄）卷三・12a）とあるぐらいで、場所の特定が難しい。ただ、元叟の諸資料の中、「塔銘」（34b）及び「統伝燈錄」卷三六（T51・71b）・「南宋元明禪林僧宝伝」卷一〇（Z137・355b）は「良階」とするものの、「金山志」卷二（13b）は普通の「良渚」を作り、「増集続伝燈錄」卷三（Z142・397a）も普通で「梁渚」としている。この中、「梁渚」は滅翁文礼（一二六七～一二五〇）の示寂の地である。

(22)

(23)

が（「天童寺志」卷七・天目禪師塔銘・17b～18a）、清遠懷潤（一二一七～一三七五）の「淨慈禪師竹庵洞公白塔碑銘」に「錢塘之梁渚」（護法錄）卷二（之下・13b）とある。また「良渚」は「浙江省地図冊」（新華書店上海発行所・一九八二）の「杭州市」（四頁）に掲げれば、靈隱から北北西十五kmほどの所にある余杭県の町名である。

〔扶桑五山記〕卷一「靈隱住持位次」に拠れば、靈隱の世代について、「五十、景元端禪師。五十一、獨孤朋禪師。再住、景元端禪師」（玉村竹二校訂本・二七頁）とあり、独孤淳朋の前後に住持として「景元端禪師」が入つたことになっている。「景元端禪師」が「元叟端禪師」を指すことは疑いないから、元叟は独孤の後に今一度、靈隱に再住したことになる。ただ、元叟の別号に「景元」はないから、誤記であろう。その再住の正確な年次は分からぬが、「延祐〔三年〕丙辰（一二三六）、淨慈・靈隱兩刹 爭欲致之（=笠元妙道卷一〇・34b）と延祐三年に靈隱が住持になる禪僧を搜していたという記事があるから、延祐三年に住持が空位となつていたことが知られる。元叟が皇慶二年（一二三二）から径山に入る至治二年（一二三二）まで十年もの間、どこにも住持しなかつたとは考え難いし、延祐三年頃、靈隱に戻つたと考える方が合理的であろう。

独孤の名譽のために言つならば、彼自身は名刹の住持に執着する様な人物ではなかつたようである。独孤淳朋と東州寿永（生卒年未詳、松源派石林行輩の法嗣）について、「山菴雜錄」に拠れば、「虎丘東州、靈隱獨孤、同鄉同學、交甚厚。：諸山擬拳獨孤主之（十刹第四位・万寿）…東州力沮之。獨孤聞之、不以為意。…」（卷上・Z148・165a）とあり、万寿への住持を東州から妨害されたにもかかわらず、独孤は意に介さなかつたと言われている。  
仁宗期における江南寺院の住持任命について、拙稿「元代江南における住持任命権者の変遷」（前出）の三〇～三三一頁を参照。

(24)

(25)

(27)

中峰を招致するには、靈隱より寺格が上の徑山でも良かったはずであり、その意味では何故、靈隱だったのかは分からぬ。甲刹にも住持したことがない中峰をいきなり五山のトップに持つて行くことには抵抗があつたのであらうか。皇慶二年当時の徑山の住持が誰であったかは、第四十四代住持であつた虎巣淨伏の没年が分からず、第四十五代で淨慈から陞住した大慧派の本源善達（生卒年未詳）の入院の年次も分からぬので確定はできないが、第六代であり本源同様淨慈から陞住した大慧派の晦機元熙（一二三八～一三一九）は延祐元年に徑山に入院しているから、恐らく本源が住持であつたと思われる。

元叟が三度金襴の袈裟を下賜されたことは諸資料が口を揃えて述べるところであるし、「南宋元明禪林僧宝伝」卷一〇は、「行端は四十二年間にわたつて、〔四つの寺院で〕開化をおこない、三度金襴〔の袈裟〕を受けたが、それを秘密にして、下賜された金や帛もすべて貧乏〔な人々〕に賑えた（端開化四十二年、三

受金襴密秘之、不以披捨。所賜金帛、悉賑貧乏）」（Z137・356c）とその行

いを称賛するが、この徑山での受衣以外、残りの二回の袈裟の下

賜が何時行われたかは不明である。その中の一回は金山での水陸

会で奉祝し賜号された時であったと思われるが諸資料に全く記載

がない。

脱歎については、拙稿「元代江南における住持任命権者の変遷」

（前出）の三四～三七頁を参照。

笑隱大訴については、拙稿「元代禪門の苦惱一笑隱大訴の行状

を巡つて」（九州中国学会報第三三卷・一九八二）を参照。

文宗と仏教との関わりについては、拙稿「元代文宗期における仏

教興隆」（福岡女子大「香椎潟」第四九号・一〇〇三・所収）参照。

「易經」と「老子」に対する澄觀の批判については、『大方広仏

華嚴經疏』卷三（T35・521b）及び『大方広仏華嚴經隨疏演義鈔』

(28)

（29）元叟が三度金襴の袈裟を下賜されたことは諸資料が口を揃えて述べるところであるし、「南宋元明禪林僧宝伝」卷一〇は、「行端は四十二年間にわたつて、〔四つの寺院で〕開化をおこない、三度金襴〔の袈裟〕を受けたが、それを秘密にして、下賜された金や帛もすべて貧乏〔な人々〕に賑えた（端開化四十二年、三

受金襴密秘之、不以披捨。所賜金帛、悉賑貧乏）」（Z137・356c）とその行

いを称賛するが、この徑山での受衣以外、残りの二回の袈裟の下

賜が何時行われたかは不明である。その中の一回は金山での水陸

会で奉祝し賜号された時であったと思われるが諸資料に全く記載

がない。

脱歎については、拙稿「元代江南における住持任命権者の変遷」

（前出）の三四～三七頁を参照。

笑隱大訴については、拙稿「元代禪門の苦惱一笑隱大訴の行状

を巡つて」（九州中国学会報第三三卷・一九八二）を参照。

文宗と仏教との関わりについては、拙稿「元代文宗期における仏

教興隆」（福岡女子大「香椎潟」第四九号・一〇〇三・所収）参照。

「易經」と「老子」に対する澄觀の批判については、『大方広仏

華嚴經疏』卷三（T35・521b）及び『大方広仏華嚴經隨疏演義鈔』

(30)

（31）元叟が三度金襴の袈裟を下賜されたことは諸資料が口を揃えて述べるところであるし、「南宋元明禪林僧宝伝」卷一〇は、「行端は四十二年間にわたつて、〔四つの寺院で〕開化をおこない、三度金襴〔の袈裟〕を受けたが、それを秘密にして、下賜された金や帛もすべて貧乏〔な人々〕に賑えた（端開化四十二年、三

受金襴密秘之、不以披捨。所賜金帛、悉賑貧乏）」（Z137・356c）とその行

いを称賛するが、この徑山での受衣以外、残りの二回の袈裟の下

賜が何時行われたかは不明である。その中の一回は金山での水陸

会で奉祝し賜号された時であったと思われるが諸資料に全く記載

がない。

脱歎については、拙稿「元代江南における住持任命権者の変遷」

（前出）の三四～三七頁を参照。

笑隱大訴については、拙稿「元代禪門の苦惱一笑隱大訴の行状

を巡つて」（九州中国学会報第三三卷・一九八二）を参照。

文宗と仏教との関わりについては、拙稿「元代文宗期における仏

教興隆」（福岡女子大「香椎潟」第四九号・一〇〇三・所収）参照。

「易經」と「老子」に対する澄觀の批判については、『大方広仏

華嚴經疏』卷三（T35・521b）及び『大方広仏華嚴經隨疏演義鈔』

(32)

(33)

卷一（T36・2b）・卷一四（T36・104c）を参照。

元叟の遷化した年次とその年齢については、忽滑谷快天「禪學思想史」下巻（五一七頁）にも既に指摘がある通り、諸資料の記載が一致していない。年齢について、即休契了撰の「祭元叟和尚文」（即休契了禪師捨遺集）Z123・99d 及び「塔銘」（35a）・「続伝燈錄」卷三六（T51・712c）・「増集統伝燈錄」卷三（Z142・397b）・「五燈會元統略」卷三（Z138・454c）・「続燈正統」卷一（Z144・319a）・「五燈全書」卷五（Z141・84d）は「至正辛巳（元年）」とするが、「南宋元明禪林僧宝伝」卷一〇（Z137・355c～d）だけは「至正壬午（二年）」とする。また年齢について、「塔銘」・「続伝燈錄」・「増集統伝燈錄」は「世寿八十八」とするが、「続燈正統」「五燈全書」は「世寿八十七」とする。第四十八代住持であった元叟の次に徑山に入った第四十九代住持である曇芳守忠の「杭州路徑山興聖万寿禪寺」への入寺は、「語錄」に「師於至正二年壬午、四月二十四日入院」（『曇芳禪師語錄』巻上・Z123・165b）とあり、劉貞撰の「塔銘」にも「至正元年春退處龍蟠庵。明年、高公納璘、為行院使、首以徑山聘師。命三返乃起」（同上・巻下・175b）と言い、更に歐陽玄撰の「塔銘」にも「[至正]二年三月、菴前夫容忍一樹盛開、衆皆驚訝。四月、江浙行省左丞相則法兒普化公、行政院使納璘高公、差宣使持省院疏文、起禪師住逕山。禪師辭甚堅、請者不絕、故勉為之行」（同上・177a～b）とあるから、明らかに至正二年四月のことである。この入寺は当然、元叟の示寂以後のことと考えられるから、元叟の遷化は至正元年（一二三二）の八月である。諸資料は全て元叟の僧臘を「七十六」としているが、これも元叟が南宋咸淳二年・至元三年（一二六六）に十二歳で得度したとする「塔銘」等の諸記録から計算して、至正元年の遷化で数が合う。ただ、その場合、世寿は「八十七」となり、「塔銘」などが世寿を「八十八」とするのと計算が合わない。陳垣撰『积氏疑年

録」卷九「径山元叟行端」条は卒年を「八十七」とし、その理由について、「南宋元明僧宝伝」十作至正壬午卒、年八十八。語錄附黃潛撰塔銘云、「生宋宝祐乙卯、卒至正辛巳、年八十八」。『続燈正統』十二改為八十七。今從之」（中華書局本・三一〇頁）と述べてある。陳垣氏の指摘通り『續燈正統』卷二一（Z144・319d）は「世寿八十七」としており、『五燈全書』卷五三（Z141・84d）もこれにならつていて、「八十八」は「八十七」の誤りである。

原文は「行叟行端」とするが明らかに誤植なので、「元叟」に改めた。

以下、三つの問答は、最初が『元叟行端禪師語錄』の卷四（18c）、一番目が卷四（15a）、二番目が卷四（13a）に載せられている。何れも径山住持時代の問答である。

首山竹籠の話頭は「無門関」第四三則に見える。大慧がこの話頭を常用したことは、『大慧禪師語錄』卷四（上堂・T47・825c、827c）、

卷一四（黄德用請普說・869a）、卷一六（傳經幹請普說・879c）などによつて知られる。

元叟の看話参究に関わる具体的指示としては、次の資料が存するくらいである。

只如國師三喚、侍者三応、那裏是他孤負處。扇子既破、喚什  
麼作犀牛兒。既不會出門、因甚庄上喫油糍。者裏個儻分明、  
者一隊弄泥團漢、不消一鑼、便見冰消瓦解。（『元叟語錄』卷五・  
示浩侍者・19b）

(38)

中峰の禅における未悟の標榜や不住という生き方については、拙稿「天目中峰研究序説」（九州大学中国哲学論集 第四号・一九七八）及び「未悟禅―天目中峰研究―」（九州中国学会報 第二三卷・一九七九）を参照。

古林清茂は来朝僧である竺仙梵僧行基や入元僧である石室善玖・月林道皎などの嗣法師であり、金剛幢下と呼ばれる一派を日本叢林に

(39)

(40) (41)

もたらしたことで知られる。その詩偈運動とその位置付けについては、玉村竹二氏が繰り返し述べられている。玉村氏の「古林清茂住保寧寺語錄刊行の周辺」（日本禪宗史論集 下之一・三〇〇頁（通算一五三八頁）、思文閣・一九七九）等を参照。

前掲、玉村竹二「日本禪僧の渡海參學關係を表示する宗派図」の一六二～一六三頁（通算一四四〇～一四四一頁）及び一六六～一六七頁（通算一四四四～一四五五頁）を参照。尚、同論の一五三頁（通算一四三一頁）には、古林清茂の日本人会下が「三十四員」と述べられているが、宗派図そのものには三十二人しか載せられていない。また『竺僊和尚語錄』に拠れば保寧の古林の会下には「有日本三十二人」（180・37a）と言ふ。

昭 同前玉村論攷の一五七～一五八頁（通算一四三五～一四三六頁）を参考。

(35) (36) (37)